

委託契約書（案）

1 委託業務の名称

プラスチック製品資源化に向けた施設改修等検討支援業務

2 成果物

別添仕様書のとおり

3 履行期間

契約締結の日から令和7年12月19日まで

4 委託料

円

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額

円

委託者大津市（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）との間に、頭書の業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（主記）

第1条 甲は、別添仕様書の目的を達するため、頭書の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

2 乙は、甲の指示に従い、かつ、別添仕様書に基づいて委託業務を実施するものとする。

（成果物の引渡し）

第2条 乙は、頭書の履行期間の末日（以下「履行期限」という。）までに、委託業務に係る頭書の成果物（以下「成果物」という。）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、成果物の提出を受けたときは、速やかに成果物の検査を行うものとする。

3 乙は、前項の検査の結果、不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく補正を行い、再検査を受けなければならない。

4 乙は、前2項の規定による検査に合格したときは、遅滞なく成果物を甲に引き渡すものとする。

5 前項の規定により引き渡された成果物に係る一切の権利は、甲に帰属するものとする。

6 乙は、成果物(委託業務の履行の過程で作成された記録等を含む。)を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(委託料の請求及び支払)

第3条 乙は、成果物の引渡しを完了したときは、速やかに頭書の委託料（以下「委託料」という。）の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(履行遅滞等)

第4条 乙は、履行期限までに成果物を提出することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。この場合、甲が、履行期限経過後に成果物を提出する見込みがあると認めたときは、甲、乙協議して延長期間を定めるものとする。

2 乙は、前項の場合において、その理由が乙の責めに帰すべきものであるときは、委託料に対して延長日数に応じ年2.5パーセントの割合を乗じて得た額の違約金を甲に支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第5条 甲は、成果物の引渡しを受けた後1年以内の間において、成果物に契約不適合（別添仕様書に記載する仕様に適合しない状態があることをいう。以下同じ。）があることを発見したとき、又は成果物に係る権利に契約不適合があることを発見したときは、契約不適合の修補、委託料の減額若しくは損害賠償の請求又はこの契約の解除をすることができる。

2 前項の契約の解除は、その不履行が軽微なものである場合であってもすることができる。

(監督員及び責任者)

第6条 甲は、この契約の締結後、速やかに契約の履行の確保のための監督員（以下「監督員」という。）を定め、その氏名を乙に通知しなければならない。

2 乙は、この契約の締結後、速やかに契約の履行の責任者（以下「責任者」という。）を定め、書面をもってその氏名を甲に通知しなければならない。

3 甲及び乙は、監督員又は責任者を変更したときは、速やかにその氏名を相手方に通知しなければならない。

(費用の負担)

第7条 委託業務の実施に必要な器材等に係る費用及び第5条第1項の修補に係る費用は、全て乙の負担とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第8条 乙は、第三者に対し、委託業務の一部若しくは全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、この契約に基づいて生じる権利義務を譲渡し、又はこの契約上の地

位を承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 履行期限までに成果物を提出することができない場合において、履行期限経過後に成果物を提出する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) この契約の締結後、甲の催促にもかかわらず相当期間内に委託業務に着手しないとき。
- (3) この契約に違反し、甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、乙がその違反を是正しないとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、この契約に違反し、契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (5) 資力の低下等によりこの契約を履行できないおそれがあると認められるとき(その不履行が軽微なものである場合を含む。)
- (6) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたと認められるとき。
- (7) 乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務の委託に係る契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約の履行に係る必要な物品の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者をこの契約の履行に係る必要な物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

第9条の2 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条第1項若しくは第2項（同法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第7条の2第1項（同条第2項及び同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令をし、当該命令が確定したとき。

(2) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第9条の3 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第9条第1号から第7号までの規定によりこの契約が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の債務について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

（損害賠償責任）

第10条 乙は、委託業務の実施に関して、あらかじめ甲に申し出た実証実験以外で、

甲に損害を与えたとき、又はこの契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。この場合においても、乙は、第4条第2項の規定による違約金（第9条第1号に該当する場合におけるものに限る。）及び前条第1項の規定による違約金の支払を免れない。

2 乙は、委託業務の実施に関して第三者に損害を与えたときは、直ちにその第三者に対してその損害を賠償しなければならないものとし、甲は、その第三者に対して損害賠償の責めを負わないものとする。

第10条の2 乙は、この契約に関し、第9条の2各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、委託料の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（秘密の保持）

第11条 乙は、委託業務の実施に当たり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

（疑義の決定）

第12条 この契約に関して疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは、甲の定めるところによるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

大津市御陵町3番1号

委託者 甲

大津市

大津市長

受託者 乙